

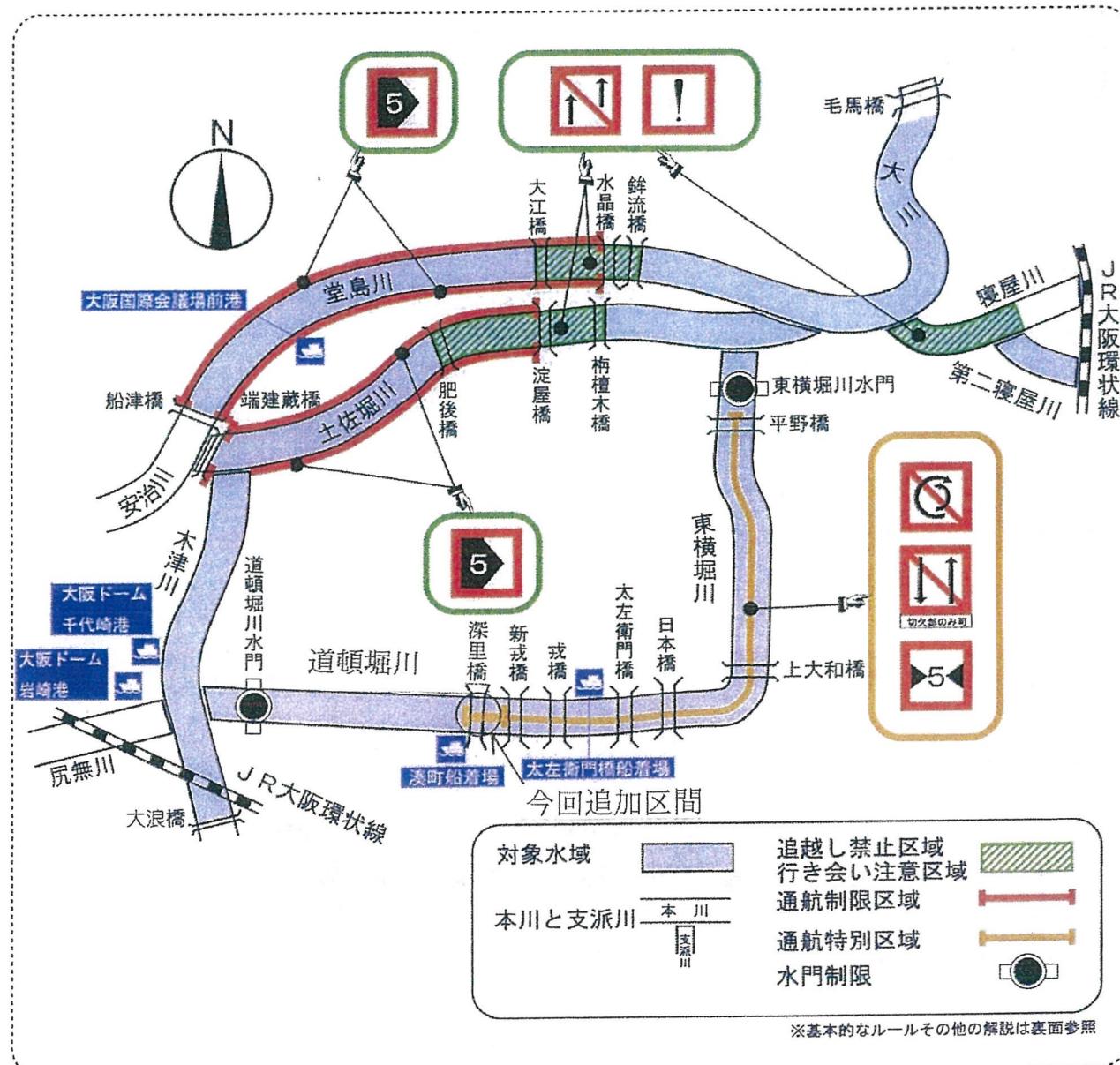
大阪府 大阪市

# ～河川航行ルールのご案内～

大阪府・大阪市では、河川における水上交通の適正で安全な利用の増進を図るため、航行ルールを定めました。

航行ルールが適用される河川は、大川、堂島川、寝屋川、第二寝屋川、土佐堀川、木津川、東横堀川、道頓堀川です。

安全で快適な河川環境を維持するため、航行ルールの遵守をお願いします。



## ● 基本的なルール

### ■ 右側通航

適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、できる限り右側に寄って通航するものとします。

### ■ 動力船の通航方法

#### ● 追越し

追越しを行う場合は、危険がないと判断される場所において、追い越される船舶等の通航に支障を与えないよう十分な距離をもって追い越すものとします。

#### ● 横切り

河道を横切る場合は、河道に沿って通航している動力船の進路を避けるものとします。

互いに進路を横切る場合に衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右舷側に見る動力船が、進路を避けるものとし、かつ、やむを得ない場合を除き、船首方向を横切らないものとします。

### ● 行き会い

行き会う場合において、衝突するおそれがあるときは、互いに進路を右に転じるものとします。

支派川を通航している動力船は、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けるものとします。

河川を上流に向けて通航するものが航路を譲るものとします。

通航又は着岸場の接岸に当たっては、接触又は航走波により、他の船舶等の通航へ著しい支障などを与えないようするものとします。

### ■ 非動力船の通航方法

非動力船（手こぎボートなど）は動力船と行き会う場合は、徐行又は減速し、動力船に航路を譲るものとします。

### ■ 存在認識の方法

夜間に通航する場合は、動力船はその存在が認識できる灯火を、非動力船は他の船舶等との衝突を防ぐため携帯灯を十分な時間表示することとします。

## ● 堂島川・土佐堀川・寝屋川・第二寝屋川・木津川・大川でのルール

### ■ 追越し禁止区域



#### ● 対象区域

- ・堂島川（鉢流橋上流端～大江橋下流端）
- ・土佐堀川（楠檀木橋上流端～肥後橋下流端）
- ・寝屋川（第二寝屋川の合流点～大川の合流点）

#### ● 通航方法

追越し禁止区域では、他の船舶等の追い越しを禁止します。

### ■ 通航制限区域（堂島川・土佐堀川）



#### ● 対象区域

- ・堂島川（水晶橋下流端～船津橋上流端）
- ・土佐堀川（淀屋橋下流端～端建蔵橋上流端）

#### ● 通航方法

通航制限区域では、護岸から5メートルの水域における船舶等の通航を禁止します。

※このルールは以前から制定されているものです。

### ■ 行き会い注意区域



#### ● 対象区域

- ・堂島川（鉢流橋上流端～大江橋下流端）
- ・土佐堀川（楠檀木橋上流端～肥後橋下流端）
- ・寝屋川（第二寝屋川の合流点～大川の合流点）

#### ● 通航方法

行き会い注意区域では、他の船舶との行き会いについて、特に注意するものとします。

### ■ 教習艇の通航

教習艇は、旗の掲揚その他の方法によって自船が教習艇であることを明示するとともに、他の船舶等の通航に支障を及ぼさないようにするものとします。

お問い合わせ先：大阪府

## ● 東横堀川・道頓堀川でのルール

### ■ 通航特別区域（東横堀川・道頓堀川）

#### ● 対象区域

- ・東横堀川（平野橋上流端～）
- ・道頓堀川（～深里橋下流端）

#### ● 通航方法



#### 回転禁止

船舶等の回転を禁止します。



#### 行き会い・追越し禁止

船舶等の行き会い（すれ違い）、追越しを禁止します。

切欠部のみ可



#### 船幅制限（5m）

船幅が5.0mを超える船舶の通航を制限します。

※上大和橋下流端から日本橋下流端までの区間においては、「回転禁止」および「行き会い・追越し禁止」は適用されません

お問い合わせ先：大阪市

大阪府

## 河川航行ルールに関するお問い合わせ先

### ● 都市整備部河川室

〒540-8570  
大阪市中央区大手前2丁目  
TEL: 06(6941)0351

大阪市

### ● 建設局下水道河川部

〒559-0034  
大阪市住之江区南港北1丁目14-16  
TEL: 06(6615)6833

### ● 西大阪治水事務所

〒550-0006  
大阪市西区江之子島2丁目1-64  
TEL: 06(6541)7771

### ● 寝屋川水系改修工営所

〒536-0023  
大阪市城東区東中浜4丁目6-35  
TEL: 06(6962)7661

詳細情報はホームページをご覧下さい。

<http://www.pref.osaka.jp/kasen/>  
<http://www.city.osaka.jp/kensetsu/>

## — 基本的な注意事項 —

河川内では  
右側通航

航走波の抑制を!

「特定船舶優先区域」では  
大型動力船が優先  
互いに徐行を!

迷惑運転 禁止  
危険運転 禁止

汽笛類(ホイッスル等)や  
灯火の携帯

係留場所なし  
大阪湾の潮位に注意

これらの注意事項のほかに、水域ごとに規制がかけら  
れています。詳しくは裏面の地図を確認してください。

ルール見直し案に関するご意見をお寄せください！

大阪府・大阪市では、河川水上交通の安全と振興のために、よりよいルール作りを検討しています。ぜひご意見をお寄せください。

いただいたご意見は、今後のルールの検討において参考にさせて頂きます。

ご意見はこちらまで

大阪府都市整備部河川室

(「河川水上交通の安全と振興に関する協議会」事務局)

E-Mail : [kasen-g23@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kasen-g23@sbox.pref.osaka.lg.jp) / FAX : 06-6949-3129

ルールに関するお問い合わせは

大阪市(東横堀川・道頓堀川) 大阪府(大阪市管理以外の河川)

建設局下水道河川部 TEL:06(6615)6833 都市整備部河川室 TEL:06(6941)0351

大阪 航行ルール

検索

このリーフレットは20,000部作成し、一部あたりの単価は3.2円です。



大阪市内河川をみんなで安全に使うために  
<河川水上航行ルールを見直しています>

### ○ 河川水上航行ルールについて ○

- ✓ 大阪市内河川には、河川内の通航方法や制限事項などを定めた「河川水上航行ルール」があります。
- ✓ 近年、水上の利用が活発になったことに伴い、ルールを現状にあわせて見直しています。
- ✓ ルールの見直し案のポイントについて解説しますので、ぜひ皆さんのご意見をお寄せください。

大阪府 大阪市  
河川水上交通の安全と振興に関する協議会

# 河川水上航行ルール見直し案

… 航行ルール適用区域

✓「特定船舶優先区域」では、船舶の優先順位を設定します。

地図上の で囲まれた区域は「特定船舶優先区域」です。

下表の順位の低い船種が回避に努めるものとします。

| 順位 | 第1位 | 第2位            | 第3位           | 第4位            | 第5位               |
|----|-----|----------------|---------------|----------------|-------------------|
| 船種 | 作業船 | 動力船<br>(土砂運搬船) | 動力船<br>(旅客船等) | 手漕ぎ・<br>足漕ぎボート | モーター舟、<br>水上オートバイ |

特に狭い水域に限り、回避能力の低い船種を優先するものです。

それ以外の水域では、原則として非動力船が優先します。

✓ 現場の標識に従いましょう！



| 名称         | 標識 | 意味                        |
|------------|----|---------------------------|
| 追越し禁止      |    | 他の船舶を追い越してはいけません          |
| 行き会い注意     |    | 他の船舶と行き会う時には、特に注意しましょう    |
| 通航制限区域     |    | 護岸から5メートル以内は通航してはいけません    |
| 船幅制限(5m)   |    | 船幅が5メートルを超える船舶は通航してはいけません |
| 回転禁止       |    | 船舶を回転させてはいけません            |
| 行き会い・追越し禁止 |    | 河道の切欠部以外ですれ違ってはいけません      |

○ 追越し禁止区域

! 行き会い注意区域

特定船舶優先区域



✓ 事前に航行計画を立てましょう！

⚠ 大阪市内河川には係留場所がありません。

⚠ 橋梁が低いため、大阪湾の潮位によっては出入りができません。  
潮位が高いときに橋梁の下を通過するの大変危険です。

⚠ 事前に大阪湾の潮位と橋梁の桁下高を確認し、安全に通過できるよう、航行計画を立てておきましょう。

## — 代表的な桁下高の低い橋梁 —

| 河川名  | 橋梁名  | 桁下高         |
|------|------|-------------|
| 木津川  | 昭和橋  | T.P.+2.269m |
| 土佐堀川 | 淀屋橋  | T.P.+2.374m |
| 堂島川  | 堂島大橋 | T.P.+2.439m |
| 堂島川  | 大江橋  | T.P.+2.494m |

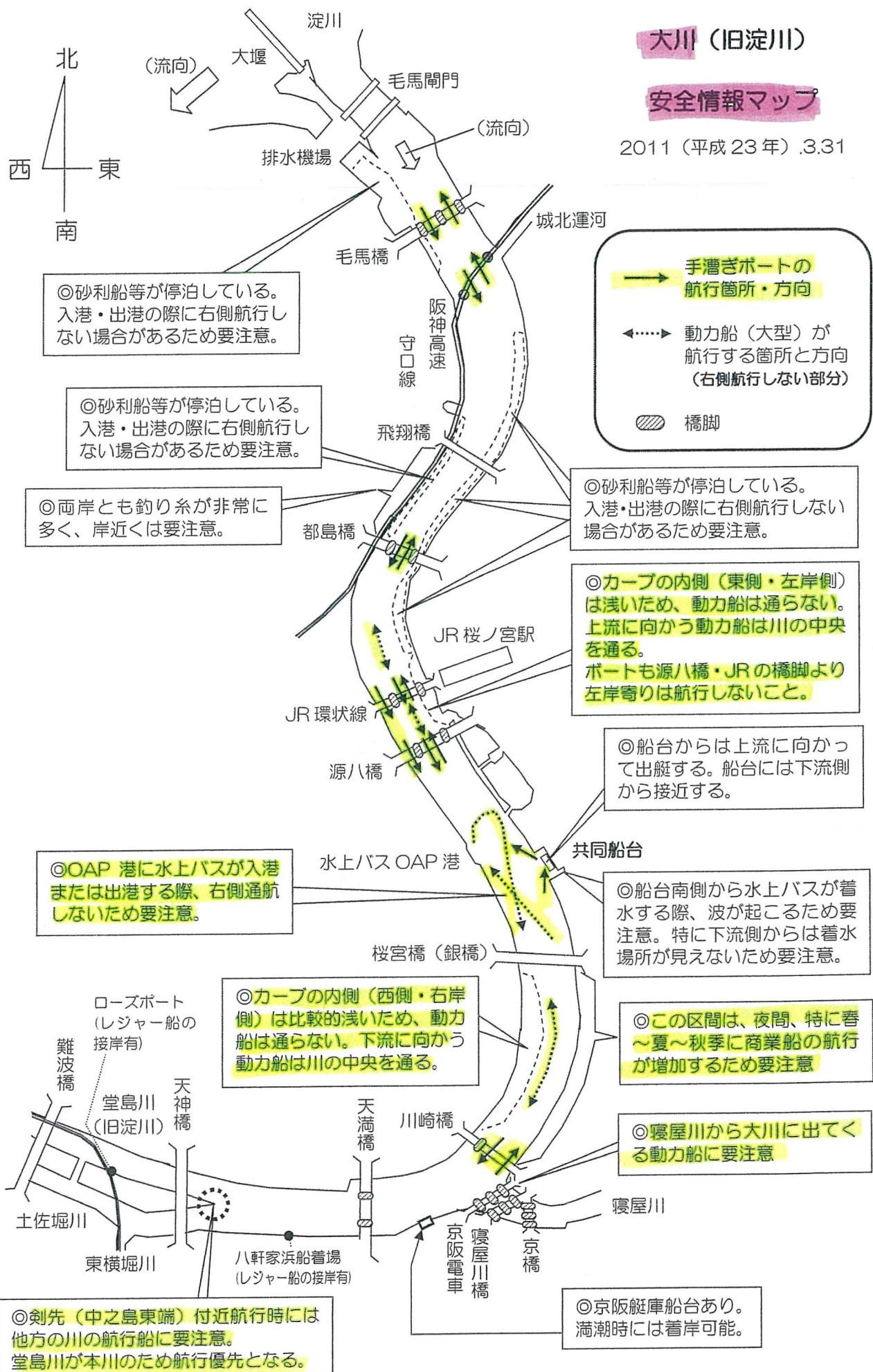
インターネットで大阪湾の潮位をチェック！  
T.P.=東京湾平均海面

気象庁 大阪 潮位

検索

(必ず「標高表示」の潮位表で確認してください)

※「道頓堀川水門」「東横堀川水門」を通航するためには、事前に申込が必要です。  
連絡先：大阪市建設局東横堀川水門 TEL:06-6203-9268/FAX:06-6203-9027



## 一級河川淀川水系の指定水域における船舶等の通航に関する指導指針

### (趣旨)

- この指針は、次の表に掲げる水域における船舶等の通航に係る指導に必要な事項を定めるものとする。

| 河川名             | 水 域   |  |
|-----------------|---|--|
| 旧淀川<br>(大川、堂島川) | 毛馬橋下流   | { (左岸) 大阪市都島区毛馬町一丁目1番地先<br>(右岸) 大阪市北区長柄東二丁目9番地先 } から       |
|                 | 船津橋   | { (左岸) 大阪市北区中之島六丁目4番地先<br>(右岸) 大阪市福島区玉川三丁目2番地先 } 上流まで      |
| 寝屋川             | 第二寝屋川合流点  | { (左岸) 大阪市中央区城見一丁目1番地先<br>(右岸) 大阪市都島区片町一丁目1番地先 } から        |
|                 | 旧淀川合流点  | { (左岸) 大阪市中央区大手前一丁目7番地先<br>(右岸) 大阪市都島区網島町2番地先 } まで         |
| 第二寝屋川           | 大阪環状線橋梁   | { (左岸) 大阪市中央区大阪城3番地先<br>(右岸) 大阪市中央区城見一丁目4番地先 } 下流から        |
|                 | 寝屋川合流点  | { (左岸) 大阪市中央区大阪城3番地先<br>(右岸) 大阪市中央区城見一丁目1番地先 } まで          |
| 土佐堀川            | 旧淀川からの分派点   | { (左岸) 大阪市中央区北浜東1番地先<br>(右岸) 大阪市北区中之島一丁目1番地先 } から          |
|                 | 端建蔵橋  | { (左岸) 大阪市西区川口一丁目1番地先<br>(右岸) 大阪市北区中之島六丁目4番地先 } 上流まで       |
| 木津川             | 旧淀川からの分派点   | { (左岸) 大阪市西区土佐堀三丁目5番地先<br>(右岸) 大阪市西区川口一丁目1番地先 } から         |
|                 | 大浪橋   | { (左岸) 大阪市浪速区木津川一丁目10番地先<br>(右岸) 大阪市大正区三軒家東一丁目12番地先 } 上流まで |
| 東横堀川            | 土佐堀川合流点から<br>大阪市中央区島之内二丁目20番地先まで  |  |
| 道頓堀川            | { (左岸) 大阪市中央区瓦屋三丁目46番1地先<br>(右岸) 大阪市中央区島之内二丁目20番29地先 } から<br>木津川への合流点まで |  |

### (定義)

- この指針において、用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
  - 船舶 通航の用に供する舟（ボードセーリングを含み、旧淀川（大川、堂島川）、寝屋川、第二寝屋川、土佐堀川、木津川においては、教習艇を除く。）をいう。

- (2) 船舶等 船舶及びいかだをいう。
- (3) 動力船 機関を用いて推進する船舶（機関のほか帆を用いて推進する船舶であつて帆のみを用いて推進しているものを除く。）をいう。
- (4) 非動力船 動力船以外の船舶をいう。
- (5) 運転不自由船 船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため、他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。
- (6) 作業船 次に掲げる操縦性能を制限する作業に従事しているため、他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。
- ①河川施設、橋梁施設等の敷設、保守、引揚げ等の作業
  - ②しゅんせつ、測量その他の水中作業
  - ③水面清掃等水面上の作業
  - ④いかだ又は台船等の曳航運搬作業
- (7) 特殊用務船舶 河川管理者の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。
- (8) 教習艇 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）第 23 条の 12 の規定により国土交通大臣の指定を受けた者が実施する小型船舶操縦試験又は小型船舶操縦士免許の取得を目的とする教習を実施中の船舶をいう。
- (9) 河道 河川において現に流水が存する部分をいう。
- (10) 本川 河道が交差している河道のうち最も幅が広く、かつ、流量が多い河道をいう。
- (11) 支派川 河道が交差している河道のうち本川以外のものをいう。
- (12) 汽笛信号 蒸気、圧縮空気、電気等の動作によって音響を発する信号をいう。
- (13) 通航特別区域 河川のわん曲や狭小、また、桁下の低い橋梁が連続するなど特に見通しが悪い区域で、船舶の通航方法に加えて別途通航方法を制限する区域をいう。
- (14) 水門施設管理区域 東横堀川水門及び道頓堀川水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航方法等を制限する区域をいう。

#### （船舶等の通航方法）

- ・河道を通航する船舶等は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、**できる限り右側に寄って通航するもの**とする。ただし、作業船にあってはこの限りでない。

#### （動力船の通航方法）

- (1) 前方にある船舶等を追い越そうとする後方の動力船（以下「追越し船」という。）は、追越し時に危険がないと判断される場所において、追い越される船舶等の通航に支障を与えないよう十分な距離を保ちつつ追い越すものとする。
- (2) 河道を横切る動力船（作業船を除く。）は、河道に沿って通航している動力船の進路を避けるものとする。
- (3) 動力船は、河口から河川を上流に向けて通航するものが航路を譲るものとする。

(4) 動力船は、通航又は船着場への接岸に当たっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないようとするものとする。

①行き会いその他の通航時における他の船舶等の通航への著しい支障

②ポートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障

③河川、河川管理施設又は工作物の損傷

④河川工事への支障

⑤河岸の損傷

⑥河川環境の悪化

(5) 動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合において衝突するおそれがあるときは、互いに他の動力船の左舷側を通過することができるよう、それぞれの針路を右に転じるものとする。ただし、一方の動力船が作業船又は喫水や船舶の構造条件から航路が制限される船舶である場合は、この限りでない。

(6) 動力船が互いに進路を横切る場合において衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右舷側に見る動力船は、当該他の動力船の進路を避けるものとし、かつ、やむを得ない場合を除き、当該他の動力船の船首方向を横切らないものとする。ただし、一方の動力船が作業船である場合は、この限りでない。

(7) 河道が交差している地点において、支派川を通航している動力船は、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けるものとする。ただし、支派川を通航している動力船が作業船である場合は、この限りでない。

#### (非動力船の通航方法)

・**非動力船は、動力船と行き会う場合には徐行し、又は減速し、動力船に航路を譲るものとする。**

#### (運転不自由船の措置)

・運転不自由船は、速やかに停泊し、又は係留するものとする。

#### (停泊等の制限)

・船舶等は、みだりに停泊し、又は係留しないようにするものとする。

#### (ごみの投棄等の防止)

・船舶等からは、ごみを投棄し、又は汚水及び油を排出しないようにするものとする。

#### (河道わん曲部等の通航における留意事項)

・船舶等は、見通しの悪い河道のわん曲部若しくは狭あいな箇所、河道が交差している地点付近、桁下高の低い橋梁の下部、橋脚間の短い橋梁の下部、閘門付近、船着場付近若しくは船舶等のふくそうする場所を通航し、又は他の船舶等に接近したときは、徐行し、又は減速するものとする。